公益社団法人
日本証券アナリスト協会

2025 年 5 月 23 日

企業会計基準委員会　御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

**実務対応報告公開草案第 70 号**

# 「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が 2025 年 3 月 11 日に公表した「実務対応報告公開草案第 70 号『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）』」（以下、本公開草案）に関する意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約 29,500 名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA※）を擁する。

企業会計研究会は、1977 年 3 月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、学識経験者を含む 11 名の委員で構成されている。

この意見書では、本公開草案の質問 2（開示に関する質問）に対してのみコメントする。

**質問 2（開示に関する質問）**

| |
|---|
| 本公開草案は、本公開草案の範囲では特段の開示を求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。 |

開示に関する提案に同意しない。

財務諸表等規則第 8 条の 5 及び連結財務諸表規則第 15 条に基づき、利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合（すなわち、重要性がある場合）は、本実務対応報告を適用する契約から生じる損益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示し、具体的には次の事項を注記しなければならないという留意事項を記載することを提案したい。

① 契約の概要

例えば、残存契約期間、価格の決定方法（差金決済による変動価格、固定価格又はその他の方法）など

② 当期の費用計上額（当会計期間末において費用がマイナスとなる場合は、その金額）

本公開草案の BC28 項では、特段の開示を求めないことの理由が、次の通り列挙されている。

(1) 本実務対応報告を適用する契約では、自己使用目的の下、自社の電力の消費量の範囲で非化石価値を購入するものと想定される。本実務対応報告の開発時点で観察される契約における非化石価値の金額は、電力料金に比べて相対的に少額であり、財務諸表において、電力関連費用を区分して開示していない実務が多い中、非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることとなり、有用性は乏しいと考えられる。

(2) 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約（例えば商品や材料を購入する長期契約）については、本実務対応報告の開発時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。

(3) 本実務対応報告を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

これらについてコメントする形で、前述した提案の理由を述べたい。

(1)については、本実務対応報告を適用する契約から生じる損益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に重要性がなければその通りであるが、今後、積極的に利用する企業が増加する場合、そのような企業において重要性が生じる可能性がある。このような場合に備えて、開示に関する留意事項を予め記載すべきであると考える。

(2)については、自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約が、契約から生じる損益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を開示対象としていないことが、本来問題である。それにもかかわらず、その問題点を理由として本実務対応報告を適用する契約を開示対象外とすることは不適切と考える。

なお、財又はサービスを購入する長期契約の開示に関する上記の問題については、重要性の観点に加えて IFRS 会計基準との整合性の観点もあることから、本公開草案に対するコメントとは別に、利用者として改善を求めることを検討している。

(3)については、(1)についてのコメントと同様に、今後、本実務対応報告を適用する契約を積極的に利用する企業が増加する場合、そのような企業において上限に達する前に重要性が生じる可能性があるので、このような場合に備えて、開示に関する留意事項を予め記載すべきであると考える。

以上